

中小企業者の皆様へ

平成30年度

尾道市中小企業融資制度のご案内

尾道市では、中小企業者の皆様が資金調達を円滑に行うことができるように、金融機関・広島県信用保証協会と協力して、低利の「尾道市中小企業融資制度」を設けています。

本制度では、尾道市が信用保証料の半額を負担しています。

有利な制度ですので、ぜひご利用ください。

《ご利用の手続き》

⑤ 金融相談

取扱金融機関もしくは市商工課（0848-38-9182）、尾道商工会議所（0848-22-2165）、因島商工会議所（0845-22-2211）、尾道しまなみ商工会（0848-44-3005）、尾道しまなみ商工会御調支所（0848-76-0282）、尾道しまなみ商工会瀬戸田支所（0845-27-2008）にご相談ください。

⑥ 融資の申込み

取扱金融機関へ融資をお申込みください。

取扱金融機関で必要事項の審査及び調査等を行い、融資の可否を決定します。その際、市のあっせんが必要となりますので、金融機関を通じてまたは直接、市へ融資あっせんの申込みをしてください。

また、広島県信用保証協会の信用保証が必要となる場合がありますので、金融機関でご相談ください。

⑦ 融資の実行

金融機関と貸借契約を締結して融資されます。

⑧ 返済

金融機関へ約定どおりご返済ください。

尾道市産業部商工課

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号

TEL 0848-38-9182（直通）

平成30年度尾道市中小企業融資制度一覧

《利用できる方》

市内に事業所を有し、1年以上事業を営む、納税成績良好な中小企業者または事業協同組合等

《制度の種類》

資金区分	運転資金		設備資金						
	普通貸付	小口貸付							
資金使途	運転資金		設備資金						
融資限度額	会社・個人 1,500万円 事業協同組合等 1,800万円	会社・個人 500万円	会社・個人 2,500万円 事業協同組合等 2,800万円						
融資期間	7年以内 (うち据置6か月以内)		10年以内 (うち据置1年以内)						
融資利率	短期年 1.9%(1.5%)以下 長期年 2.1%(1.7%)以下	短期年 1.8%(1.4%)以下 長期年 2.1%(1.7%)以下	年 2.1%(1.7%)以下						
返済方法	短期 一時払いまたは分割払い 長期 分割払い		分割払い						
担保・保証人等	金融機関または信用保証協会所定の方法								
信用保証	必要に応じて保証付								
信用保証料率	区 分								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	基本料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60
本人負担分	0.95	0.875	0.775	0.675	0.575	0.50	0.40	0.30	0.225
※ 基本料率から本人負担分へ引き下げた部分(半額)は市が負担します。									

- ※ 運転資金普通貸付と小口貸付を併用する場合は、普通貸付の融資限度額内とする。
- ※ 融資利率のカッコ内の利率は、広島県信用保証協会の保証付きの場合に適用する。
- ※ 短期とは1年以内を、長期とは1年を超えて融資期間内をいう。

《取扱金融機関》

三井住友銀行尾道支店、中国銀行(尾道・尾道駅前・東尾道・松永・府中・三原)各支店、広島銀行(尾道・東尾道・尾道駅前・尾道栗原・向島・御調・因島・瀬戸田・松永)各支店、山口銀行尾道支店、伊予銀行尾道支店、もみじ銀行(尾道・尾道中央・因島・因島田熊・松永・府中(府中中央出張所を含む))各支店、愛媛銀行尾道支店、しまなみ信用金庫(尾道・高須・栗原・向島・瀬戸田)各支店、広島県信用組合(尾道・浦崎・因島・因島北・松永・松永南)各支店、備後信用組合尾道支店、商工組合中央金庫福山支店